

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 指定公金事務取扱者の指定【都市ブランド創造局科学館普及課】2
- 利用料金の額の承認【子ども家庭局子ども家庭部総務企画課】3
- 特定調達契約の落札者の決定（4件）【技術監理局契約部契約課】12
- 徴収事務の委託【総務市民局地域・人づくり部生涯学習総合センター】16
- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局長寿推進部介護保険課】17
- 指定地域密着型サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】18
- 収納事務の委託【子ども家庭局子育て支援部子育て支援課】19
- 徴収事務の委託【産業経済局農林水産部水産課】20

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【産業経済局中央卸売市場】21
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局市民部区政推進課】24

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】26

北九州市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、北九州市科学館における使用料の収納について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者として指定した日	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日	委託期間
名称	住所			
株式会社日本旅行	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	令和7年3月17日	令和7年3月17日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
株式会社JTB	東京都品川区東品川二丁目3番11号			
東武トップツアーズ株式会社	東京都墨田区押上一丁目1番2号			
西鉄旅行株式会社	福岡市中央区薬院三丁目16番26号			
広交観光株式会社	広島市西区三篠町14番17号			

北九州市告示第151号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）第6条第3項の規定により、北九州市立子どもの館及び北九州市立子育てふれあい交流プラザの利用料金の額を承認したので、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和47年北九州市規則第27号）第5条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

施設の種類	金額				備考				
	施設	種別	回数	金額					
児童厚生施設の館	子ども館	コーナー	一般	円	円	1 利用料金は、前納とする。 2 ホールのA、B及びCの適用区分は、次のとおりとする。 (1) Aは、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）の最高額が、1人1回につき1,000円以下のとき。 (2) Bは、入場料等の最高額が、1人1回につき1,000円を超え、3,000円以下のとき。 (3) Cは、入場料等の最高額が、1人1回につき3,000円を超え			
			不思議体験コーナー	1人1回	300		200		
			挑戦競技コーナー		300		200		
			探検クイズ		100		100		
			創作コーナー		300		200		
			子育て談話	1人1回	200		50		
			広場	回数券（11枚つづり）	1人1回		2,000	500	
			不思議体験コーナー、挑戦競技コーナー、探	1日	個人		1人	500	300
				共通利用券	団体（15人以上）		1日	450	250

	平台	1枚につき1時間又はその端数ごとに20円
	箱馬	1個につき1時間又はその端数ごとに10円
	蹴込みパネル	1式につき1時間又はその端数ごとに20円
	開き足	1脚につき1時間又はその端数ごとに20円
	木台	1個につき1時間又はその端数ごとに10円
	めくり台	1台につき1時間又はその端数ごとに20円
	演台	1台につき1時間又はその端数ごとに70円
	演壇	1台につき1時間又はその端数ごとに70円
	花台	1台につき1時間又はその端数ごとに50円
	地がすり	1枚につき1時間又はその端数ごとに180円
	毛せん	1枚につき1時間又はその端数ごとに20円
	上敷	1枚につき1時間又はその端数ごとに20円
	国旗及び市旗	1枚につき1時間又はその端数ごとに50円
	反響板	1式につき1時間又はその端数ごとに1,500円
音響設備	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円
	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに120円

	マイクロホン スタンド（床 置型）	1本につき1時間又はその端数 ごとに50円
	マイクロホン スタンド（卓 上型）	1本につき1時間又はその端数 ごとに20円
	ミニディスク プレーヤー	1台につき1時間又はその端数 ごとに500円
	コンパクトデ ィスクプレー ヤー	1台につき1時間又はその端数 ごとに500円
	カセットデッ キ	1台につき1時間又はその端数 ごとに250円
	ホール備付音 響システム	1式につき1時間又はその端数 ごとに2,000円
	遊戯室備付音 響システム	1式につき1時間又はその端数 ごとに900円
照明設備	アッパーホリ ゾントライト	1式につき1時間又はその端数 ごとに180円
	ローアホリゾ ントライト	1式につき1時間又はその端数 ごとに180円
	スポットライ ト（500ワ ット）	1台につき1時間又はその端数 ごとに60円
	スポットライ ト（1,00 0ワット）	1台につき1時間又はその端数 ごとに85円
	カッタースポ ットライト	1台につき1時間又はその端数 ごとに60円
	ボーダーライ ト	1列1式につき1時間又はその 端数ごとに180円
	サスペンショ ンライト（5 00ワット）	1台につき1時間又はその端数 ごとに70円

		サスペンションライト（1,000ワット）	1台につき1時間又はその端数ごとに100円
		ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに300円
		ミニライトキット	1式につき1時間又はその端数ごとに90円
映像 設備	大型ビデオプロジェクター	200インチビデオプロジェクター	1台につき10分又はその端数ごとに4,000円。ただし、利用時間が120分を超える場合は、48,000円とする。
	その他 の映像 設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
		スライドプロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,600円
		オーバーヘッドプロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに350円
		スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円
		レーザーポインター	1個につき1時間又はその端数ごとに250円
		デジタルビデオカメラ	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		デジタルビデオデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
		デジタルビデオディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに700円
		ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
楽器	ピアノ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,250円	

			展示設備	展示台	1台につき1日ごとに400円		
				展示板	1枚につき1日ごとに200円		
			その他の設備・器具	多目的ひな段セット	1式につき1時間又はその端数ごとに70円		
				テーブル	1脚につき1時間又はその端数ごとに20円		
				いす	1脚につき1時間又はその端数ごとに20円		
				卓球台	1台につき1時間又はその端数ごとに75円		
				持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき1時間又はその端数ごとに70円		
子育てふれあい交流プラザ	遊び場	—	一般	小学校の児童以下の者（1歳未満の者を除く。）	1	利用料金は、前納とする。	
		個人	1人	1	200円	100円	2 年間定期券とは、小学校就学の始期に達するまでの者を含む4人以内の者を登録し、これらの者が登録を受けた日から起算して1年間遊び場を利用できる定期券をいう。
		団体	回	(25人以上)	100円	50円	
		年間定期券	1年			3,000円	
	ホール、多目的室、調理室及び子ども一時預室	—	平日	土曜日 日曜日 休日	3	年間定期券に係る登録を受ける者が4人を超える場合は、4人を超える1人ごとに年間定期券の額に500円を加算する。	
		ホール	1時間	又はその端数	1,800円	2,100円	4 子ども一時預かり室を利用することができる者は、生後6
		多目的室	ご	とに	1,200円	1,300円	
		調理室			900円	1,100円	

かり	子ども一時預かり室		800円	1,000円	月から小学校就学の始期に達するまでの者とする。
設備・器具	舞台設備	平台	1枚につき1時間又はその端数ごとに25円		5 営利のための展示会、即売会等を主たる目的とする場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。
		箱馬	1個につき1時間又はその端数ごとに10円		
		めくり台	1台につき1時間又はその端数ごとに25円		
		演台	1台につき1時間又はその端数ごとに75円		
		国旗及び市旗	1枚につき1時間又はその端数ごとに50円		
	音響設備	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円		6 仕込み又はリハーサルを目的とする場合の額は、規定の額の5割に相当する額とする。 7 照明設備には、ゼラチンペーパーを含まない。 8 楽器の額には、調律料を含まない。
		マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに125円		
		マイクロホンスタンド（床置型）	1本につき1時間又はその端数ごとに50円		
		マイクロホンスタンド（卓上型）	1本につき1時間又はその端数ごとに25円		
		拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円		
		ミニディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円		

		コンパクトディスクプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
		カセットデッキ	1台につき1時間又はその端数ごとに250円
		ホール備付音響システム	1式につき1時間又はその端数ごとに2,000円
照明設備		アッパーホリゾントライト	1式につき1時間又はその端数ごとに185円
		スポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに60円
		ボーダーライト	1列1式につき1時間又はその端数ごとに185円
		ピンスポットライト	1台につき1時間又はその端数ごとに325円
		ミラーボール	1台につき1時間又はその端数ごとに185円
映像設備	大型ビデオプロジェクター	120インチビデオプロジェクター	1台につき10分又はその端数ごとに3,000円。ただし、利用時間が120分を超える場合は、36,000円とする。
	その他の映像設備	液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
		スクリーン	1枚につき1時間又はその端数ごとに250円
		ビデオカセット・デジタルビデオデ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円

		イスクデ ツキ	
楽器	ピアノ	1台につき1時間又はその端数ごとに1,250円	
展示設備	展示板	1枚につき1日ごとに200円	
その他の設備・器具	テーブル	1脚につき1時間又はその端数ごとに25円	
	いす	1脚につき1時間又はその端数ごとに25円	
	持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき1時間又はその端数ごとに75円	

北九州市公告第152号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
再生紙（市内事業所配送分）
再生紙A4 24, 250箱
再生紙A3 1, 800箱
再生紙B4 60箱
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区域内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月13日
- 4 落札者の名称及び住所
赤川紙株式会社
北九州市小倉北区赤坂海岸9番7号
- 5 落札金額
6, 095万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和7年1月31日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第153号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（4月分） 18キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月21日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社ワシダ
北九州市八幡東区枝光本町3番1号
- 5 落札金額
1キロリットル当たりの金額9万5,800円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和7年2月7日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第154号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・4月分） 32,400リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月21日
- 4 落札者の名称及び住所
日吉化学工業株式会社
北九州市若松区藤ノ木三丁目2番39号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額174.8円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和7年2月7日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第155号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
再生紙（学校配送分）
再生紙A4 15,000箱
再生紙A3 2,000箱
再生紙B4 6,000箱
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区域内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年3月13日
- 4 落札者の名称及び住所
キングテック株式会社
北九州市小倉北区東港二丁目5番1号
- 5 落札金額
6,253万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和7年1月31日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市告示第156号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、北九州市立生涯学習総合センター等における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

施設の名称	受託者		委託期間
	名称	住所	
北九州市立生涯学習総合センター	北九州ビルメンテナンス協同組合	北九州市小倉 北区紺屋町4 番6号	令和7年 4月1日 から令和 8年3月 31日まで
北九州市立門司生涯学習センター			
北九州市立小倉南生涯学習センター			
北九州市立八幡東生涯学習センター			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター			
北九州市立戸畑生涯学習センター			
北九州市立門司生涯学習センター大里分館			
北九州市立小倉南生涯学習センター北方分館			
北九州市立八幡東生涯学習センター尾倉分館			
北九州市立八幡西生涯学習総合センター折尾分館			
北九州市立婦人会館			
北九州市立若松生涯学習センター	共同企業体 グループA 2K 代表企業 朝日建 物管理株式会社九州支店	北九州市小倉 北区室町一丁 目1番1号	

北九州市告示第157号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40904 00781	さくらデイサービス小倉北	北九州市小倉北区 区堅町一丁目4 番29号	株式会社 ナイン・コート	令和7年 4月1日
40905 00887	デイホームよこしろ	北九州市小倉南区 区横代北町二丁目 25番20号	Y T 合同会社	令和7年 4月1日
40907 01121	だんらんの家 木屋瀬	北九州市八幡西区 区木屋瀬三丁目 10番13号	株式会社 N a g o V i l l a g e	令和7年 4月1日

北九州市告示第158号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
40704 04456	さくらデイサービス小倉北	北九州市小倉北区 堅町一丁目4番29号	株式会社ひまわりケアサービス	令和7年 3月31日
40704 01031	デイホームよこしろ	北九州市小倉南区 横代北町二丁目25番20号	有限会社ミツエ	令和7年 3月31日
40702 01795	月うさぎ デイサービス	北九州市若松区 畠田三丁目5番36号	有限会社秀プランニング	令和7年 3月31日

北九州市告示第159号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

受託者		委託期間
名称	住所	
一般財団法人北九州市 母子寡婦福祉会	北九州市戸畑区汐井町 1番6号	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

北九州市告示第160号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第3項の規定により、脇田漁港フィッシャリーナにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和7年4月10日

北九州市長 武内和久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市筑前海区海面 利用適正化協議会	北九州市若松区大字小 竹3008番地7	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

北九州市公告第 2 2 2 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

北九州市中央卸売市場電力供給 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 8 月 3 1 日まで

(4) 履行場所 北九州市小倉北区西港町 9 4 番地 9

北九州市中央卸売市場

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格の算定については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 2 3 年法律第 1 0 8 号）第 3 6 条の賦課金は考慮しないこととする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年4月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項等を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区西港町94番地の9
北九州市産業経済局中央卸売市場

イ 日時 この公告の日から令和7年4月30日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年4月30日の午後5時まで（日曜日等を除く。）に競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年4月30日の午後5時までに必着のこと。

(4) 入札説明会の場所及び日時 入札説明会は行わないものとする。

(5) 入札及び開札の場所及び日時等

ア 場所 第1号アの場所と同じ。

イ 日時 令和7年5月21日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年5月20日午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条

第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市産業経済局中央卸売市場

〒803-0801 北九州市小倉北区西港町94番地の9

電話 093-583-2025

6 Summary

(1) The contract item up for tender :

Electric power supply to Central Wholesale Market

(2) Deadline of Tender (by hand)

10:00a.m., May 21, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., May 20, 2025

(4) For further information, Please Contact:

Central Wholesale Market, Industry and Economics Bureau,

City of Kitakyushu,

94-9 Nishiminatomachi, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-0801 Japan

TEL 093-583-2025

北九州市公告第 2 2 3 号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 4 月 1 0 日

北九州市長 武 内 和 久

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市申請書作成支援システム構築・保守業務
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 成果物納品場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ 日時 この公告の日から令和 7 年 5 月 2 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで

- (2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 競争参加の申出書等の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年5月2日までに競争参加の申出書等を第1号アの場所に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、令和7年5月2日午後5時必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和7年5月14日午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用 全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局市民部区政推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号

電話 093-582-2107

北九州市上下水道局告示第21号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定により、北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）第28条に規定する水道料金、北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第15条第1項に規定する下水道使用料、北九州広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第4条に規定する受益者負担金、開発行為等に係る受益者負担金取扱要綱に規定する建設寄附金、北九州市上下水道局長事務委任規則（平成5年北九州市規則第60号）により委任を受けた漁業集落排水処理施設使用料並びに地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定に基づき受託契約を締結した芦屋町下水道使用料及び水巻町下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和7年4月10日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
ミニストップ株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
----------------	-----------------	-----------------------